

第 512 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）午後 3 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 A
- 3 出席者
- | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
益 田 佐和子
横 山 純 子
米 山 毅一郎 |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗
山 本 哲 司 |
| 事務局 | 岡山労働局長 森 實 久美子
労働基準部長 政 木 隆 一
賃 金 室 長 三 村 典 代
賃 金 指 導 官 中 本 弘 一
監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩
労 災 補 償 監 察 官 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 512 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議は公開となっておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

定足数について報告申し上げます。本日は公益の片山委員が御欠席ですが、他の委員 14 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日の審議事項について申し上げます。

- (1) 令和 7 年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認について
- (2) 令和 6 年度最低賃金の周知広報活動について
- (3) 令和 7 年度実地視察の実施方針について
- (4) 議事の公開について
- (5) その他

でございます。

本日は御審議いただく前に、局長の森實より御挨拶申し上げます。

森實局長

委員の皆様方におかれましては年度末のお忙しいところ、岡山地方最低賃金審議会に御出席いただきましてありがとうございます。また日頃より労働行政の推進について、格別の御協力を賜りまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さて、昨年 11 月に総合経済対策が閣議決定されております。そちらにおきまして、3本の柱の1つであります「日本経済・地方経済の成長」として「賃上げ環境の整備、中堅・中小企業の生産性向上」が掲げられました。

この流れを受け、中央では政労使会議が開催され、また、地方版政労使会議ということで、全国で年明け以降開催されております。

岡山労働局におきましても、1月31日に伊原木知事、それから、労使団体のトップの皆様にご出席いただきまして「おかやま政労使会議」を開催し、意見交換を行いました。そこで、共通認識が得られた部分について取りまとめまして、共同宣言として発信させていただいております。そちらでは価格転嫁の環境整備、適正な取引の促進、賃上げと生産性向上、人材育成・確保に向けた取組の推進について、行政機関と労使団体が連携

して取り組むといったことが盛り込まれたところでございます。岡山労働局としましても、こうした方針を踏まえて、地域における賃上げと経済成長の好循環ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きの御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、来年度の審議運営に向けた方向性などが議題となっております。忌たんのない御意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中本指導官

それでは、会長よろしくお願いたします。

益田会長

皆様、年度末のお忙しい中、御出席ありがとうございます。本日の審議会は、公労使の三者がそろい、公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

では、付議事項（１）「令和７年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認について」事務局から説明してください。

三村室長

「令和７年度の特定最低賃金改正の申出の意向確認について」説明させていただきます。

特定最低賃金の改正につきましては、最低賃金法第 15 条第 2 項の規定に基づき、「局長は、申出があった場合に最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる」とされております。

今回、特定最低賃金の改正申出に関する意向表明があったものについて、資料No.1 として一覧表にしております。それに基づいて御説明いたします。

この意向表明の申出につきましては、現在設定されております 7 業種全てから、2 月 14 日に行われておりますので、順番に申し上げます。

まず、岡山県耐火物製造業最低賃金については、岡山県耐火物製造業最低賃金連絡会が公正競争ケースで意向表明を行っております。

次に、岡山県鉄鋼業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、こちらは労働協約ケースとなっております。

3 番目、略称で岡山県一般機械器具製造業最低賃金について

は、岡山県一般機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、今回は労働協約ケースでの意向表明となっています。

4番目、同じく略称で、岡山県電気機械器具製造業最低賃金について、岡山県電気機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、こちらは公正競争ケースです。

5番目、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金については、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金連絡会が意向表明を行っており、同じく公正競争ケースです。

6番目、岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、こちらは労働協約ケースです。

最後に、岡山県各種商品小売業最低賃金については、U Aゼンセン岡山県支部が意向表明を行っており、こちらは公正競争ケースとなっております。

改正申出書の提出期限は、昨年同様、本年6月末日とさせていただきますと考えております。

また、資料No.2が「令和6年度特定最低賃金の審議・決定状況」となっておりまして、本年度の他局での特定最低賃金の結審状況をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

一覧表において改定額・引上げ額の欄が、空欄若しくは横線になっているところがあると思えますけれども、こちらは、申出がなかった特賃、若しくは、金額改正の必要性がなしとなった特賃です。事務局からは以上です。

益田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か御意見はございませんか。

(特になし)

益田会長

それでは、付議事項「(2) 令和6年度最低賃金の周知広報活動」について、事務局から説明してください。

中本指導官

それでは、資料No.3の説明をさせていただきます。「令和6年度最低賃金の周知広報活動」について私から説明させていただきます。

今年度も、1「周知広報の概要」に記載のとおり、例年同様、公的機関や各種団体へリーフレットを配布し、周知広報への御協力を得まして、各種広報誌やホームページへ掲載いただくと共に、プレスリリースによりメディアを通じた広報を行いました。

た。

また、昨年度同様に岡山駅のデジタル画面に最低賃金・業務改善助成金のリーフレットを掲載したほか、本年度はラジオCM、テレビ情報番組内のCMによる周知を行いました。取組の詳細につきましては（２）の主な実施事項等に記載しております。

まず、（１）①「岡山駅デジタル画面」を御覧ください。

こちらは、昨年度と同様の取組となりますが、最賃改定日である10月2日～29日までの間を、最賃周知強化期間としまして、JR岡山駅の東西連絡通路の上部にあるデジタル画面において、最低賃金・業務改善助成金のリーフレットを断続的に掲載しながら周知を行いました。資料の写真はその様子となります。

次のページの②「ラジオCM」を御覧ください。

こちらは、今年度の新たな取組としまして、9月から10月の計18回、ラジオCMによる広報を実施したのとなっております。このCMは、「時報スポット」枠として、正午又は17時の時報前に、1回20秒程流して周知を行いました。

さらに、③「テレビ情報番組内のCM」を御覧ください。

こちらにも、新たな取組としまして、テレビ放送の情報番組内において広報を実施したのとなります。このCMは、テレビ画面に最賃額等を放映しながら、アナウンサーによるコメント読みを行ってもらったもので、1回30秒程、9月と10月に1回ずつ実施しました。

（２）以降につきましては、説明は省略させていただきますが、資料に記載のとおり、例年どおりの周知広報活動を行っておりますので、御確認をお願いいたします。

益田会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問がありますか。

（特になし）

益田会長

次に、付議事項（３）「令和7年度実地視察の実施方針について」です。

今年度は、労働者側委員の方及び使用者側委員の方に御尽力をいただきまして、また視察先の事業場の方々の協力も得て、昨年6月13日に実地視察を実施いたしました。視察させていただきました、中小企業の置かれた状況が把握でき、大変有意義なものとなったと考えております。来年度に向けて実施の有無を含め審議いただきたいと思っております。このことについて、事務局から説明

をお願いします。

三村室長

地方最低賃金審議会委員による視察については、審議会において実施の可否を決定することとされています。

本日の資料4を御覧ください。「地方最低賃金審議会委員による実地視察について（案）」をお配りしています。

今年度の実地視察は、昨年6月13日に労使双方から推薦いただいた事業場2社を訪問させていただきました。実地視察が有意義であったとの委員からの御意見を踏まえ、事務局において次年度の（案）を作成しております。

2番の「今後の対応について」以下、説明をさせていただきます。

視察結果を審議の参考とする趣旨、目的からしますと、今年度と同様に令和7年6月頃までの実施が望ましいと思います。訪問する事業場の業種、規模については、公労使の御意見を踏まえて調整することになりますが、視察の充実を図る観点から、労使それぞれ1社の御推薦をいただく（案）としています。

こうした対応を行うとした場合のスケジュールについて、（2）以下に記載しています。本日の審議、議決に基づき、（案）に記載のとおり、早急に事業場の選定、調整等を行うことが必要となってまいります。

本審議会では御審議のほどよろしくお願いいたします。

益田会長

ただ今、事務局から実地視察の方針について、実施するとした場合のスケジュールなどの説明がありました。

労使の皆さんの御意見をいただきたいと思います。

労側の御意見はいかがでしょうか。

西崎委員

昨年も労使で1社ずつ推薦したわけですが、視察をしていただいて良かったということであれば、次年度企業視察する場合にも労使で1社ずつの推薦ということで調整して候補を挙げたいと思っております。

益田会長

ありがとうございます。

使側の御意見はいかがでしょうか。

西谷委員

使側につきましても特段支障ないと思っております。

益田会長

ほかに御意見はありませんか。

(特になし)

益田会長

それでは、来年度も実地視察を実施して最低賃金の審議に反映させることにしたいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

益田会長

それでは、事務局においてはスケジュールに沿って、準備をお願いいたします。また、労使委員には、推薦事業場の選定の準備をよろしくをお願いいたします。

次に、付議事項(4)「議事の公開について」です。

議事の公開については、昨年度から検討を重ねてきたところですが、このことについて事務局から説明をお願いします。

三村室長

事務局から説明させていただきます。資料5の1枚目を御覧ください。

令和5年4月6日に中央最低賃金審議会の全員協議会報告において、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とされ、当審議会においても、今年度から、本審は、異議審及び特定最低賃金の金額審議を含む全てにおいて、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開とさせていただきました。

また、専門部会については、1回目は公労使三者が集まって議論を行う部分は公開していますが、2回目以降は、金額審議となり率直な意見交換を行うことが必要であることから非公開となっております。

今年度の全国の専門部会の公開状況を見てみますと、公労使の三者が集まって議論する部分を公開している審議会は、多数となっております、議事の公開が進んでいる状況にあります。なお、公開によるトラブル等は、把握している限りでは特段ございません。

次に、資料5の2枚目を御覧ください。今後の岡山地方最低賃金審議会の議事の公開(案)となります。全国的に議事の公開が進んでいることから、審議の透明性を図るために、現在非公開となっている2回目以降の専門部会について、公労使三者がそろって審議する部分は公開とし、併せて議事録についても公開とする(案)を作成しております。

資料の上の段が現状ですけれども、現在の会議の傍聴の状況、

それから議事録の公開の状況でございます。矢印の下、こちらが本審、専門部会の会議の傍聴と議事録の公開の（案）として示させていただいております。

今回議論いただきたいのは、専門部会の赤字で表示をさせていただいている部分になりますけれども、議事の公開について御審議をお願いします。

益田会長

ただ今、事務局より、今までの審議会の状況などについて資料にまとめて説明をいただきました。

議事の公開は、社会的関心の変化や情報公開の流れが進むということもありまして、中賃も公労使三者がそろった部分は公開といたしました。全国の審議会も公開へと移行しつつあります。当審議会も一層審議の透明性を高める観点から、2回目以降の専門部会の審議について、本審同様に公労使三者が揃う部分は公開する方向で進めるべきではないかと考えております。

皆様の御意見をお聞きしたいと思っております。まず、公益委員の方で御意見はありますでしょうか。

米山委員

ただ今の会長の考えに賛同いたします。

今年度から、本審は、異議審を含めて全ての審議会について、公労使の三者がそろって議論する部分を公開としたわけですが、トラブル等もなく、従前と変わらず慎重かつ丁寧な審議ができたと考えております。世の中の動きが情報公開の流れに進んでいること、しかもその動きが加速化していることは皆さん御存知のとおりです。特に公労使が議論して結審する最低賃金は、国民からの注目度も大変高くなっていると考えます。従いまして、審議の透明性を示す時期に至っているのではないかとこの理由から今回の公開の方向に賛成いたします。

益田会長

労使委員の御意見はいかがでしょうか。

特に御意見がありましたら労側からお願いいたします。

西崎委員

以前から全員協議会で「三者がそろう場合は公開にする」という考え方が示されていまして、その考え方に基づいて、岡山では会長の判断ということで、運営規程に基づいて取り扱ってきました。

1点、確認というか質問なのですが、この示された（案）のところの議事録の公開について、原則公開となっているのですが、これは二者協議も含めて公開になるのかということと、全国的にこういうふうになっているのかというのをちょっと確認

させていただきます。

益田会長 議事録の公開について、事務局で整理ができますか。

三村室長 議事録については、公開している審議会、専門部会は議事録をホームページに公開しておりますし、非公開としている2回目以降の専門部会は議事要旨をホームページに公開させていただいています。二者協議の部分は入っておりません。

西崎委員 入っていないということですか。
ということであれば、今、示された（案）に対して特段異論はございません。

益田会長 議事録は原則公開となっておりますが、二者協議の部分についてはどうでしたか。

三村室長 議事録について、二者協議の部分は議事録の作成はしておりませんし、公開もしておりません。現状の公開審議と同じ状況になります。

益田会長 公開する部分は三者協議の部分であり、そして、正式に議事録が作成されるのは三者協議の部分であるという理解でよろしいでしょうか。

三村室長 はい、そうです。

石黒委員 今の質問の中に、議事録と議事要旨というものがあつたじゃないですか。今のお話は議事録の話をされたのであって、議事要旨の取扱いについてはお話がなかったのですが、二者協議の時には議事録も議事要旨も作成しないということですか。

三村室長 はい。議事録、議事要旨ともに二者協議の部分は入っておりません。あくまでも三者協議の部分について議事録を作成しておりますし、議事要旨につきましても三者協議の部分で出た内容を記載し、ホームページに掲載しております。

益田会長 今の内容を踏まえまして、議事の公開について御意見いかがでしょうか。

使側委員から何かありましたらお願いします。

西谷委員 今、二者協議は除外するとの説明を受けました。三者での協議につきましては別段反対するものではありませんので、よろしくをお願いします。

鶴海委員 三者協議の場合に、議事録には誰がしゃべったという部分が出ていますよね。その内容で公開されるのでしょうか。誰々委員がしゃべったよというふうになってはいますが、そういう形で出るということですか。

三村室長 そうです。今も公開している本審についてはその内容でホームページに掲載させていただいています。

鶴海委員 仮に、鶴海委員がこうしゃべったというのは全部出るんですね。今までもそうになっていたんですね。

三村室長 今までも公開の審議はそうになっていました。

鶴海委員 いつ、どこで、どういう言葉が出てきて、SNSなんかで委員会の誰々が、鶴海委員がこうしゃべったけどおかしいだろうということになった時が怖いですね。今まではそこまでの関心が皆さんになかったところから、急にぐっと関心が向けられた時に取り返しがつかなくなるから、そこがちょっと怖いですね。

米山委員 その点についてちょっと質問してよろしいですか。
議事録を公開する場合は委員の名前を出さなければならないというのが何かあるのですか。

というのが、裁判所委員会の委員長を過去3年ぐらいやったのですが、その時の議事録は当然公開です。しかしながら委員の名前はアルファベットに変換して公開しています。そういうやり方ではダメなんですか。

つまり、誰が何をしゃべったのかが大事なのか、どういう意見が出たのかが大事なのか。後者だとすれば委員の名前を出す必要はないと考えますけど。

三村室長 現状、当局の議事録には委員の名前が記載されていますし、議事録の冒頭にも出席者の名前を出しております。これはホームページを見ていただければ分かることです。今、米山委員が

おっしゃったように名前を出すことが重要なのか、それとも議論の内容が重要なのかということですが、議論の内容が重要だと事務局でも考えます。

他局を見ますと、やはり、今おっしゃったように名前を出さず、使側委員、労側委員という書き方をされている局もございますし、そもそも何の記述もない局もございます。

その内容につきましては、今、いろいろと御意見が出ましたので、議事録の作り方、構成の仕方についても検討させていただきたいと思います。

先ほど言われたように、SNSの問題であるとか、確かにそういう問題はあろうかと思しますので、少し事務局の方で検討させていただきたいと思います。

米山委員

折衷案としては、出席した委員の名前を最初に掲げるのはありだと思うんですね。ところが、中身が大事なのであって、誰が何を言ったかの部分はアルファベット換言がいいのではないかと思います。私見ですけど。

鶴海委員

それか、使用者委員とか、労働者委員という言い方をしてくればいいのではないかと思います。

石黒委員

他局でそういうことをやっているのだとすると、我々に選択を迫られるのであれば、そういう情報を、他局の情報を我々に開示していただかないと、我々はそこまで知りませんので、他局はこういうやり方をやっているというようなことは情報提供をしていただきたいと思いますなと思えますけれども、よろしく願います。

三村室長

分かりました。

いただいた御意見を踏まえて、議事録の作成、公開の方法について事務局で改めて検討させていただきたいと思います。

鶴海委員

はい。お願いします。

益田会長

ほかに御意見、御質問等ございませんか。

(特になし)

益田会長

それでは、少し整理してお諮りします。

1点目、今、議論いただいた会議の公開ということについては、最低賃金審議会運営規程と専門部会運営規程において、公開の原則がある場合を、さらに、より厳密に定めようとするものだと理解しております。ですから、来年度以降は、今まで非公開としてきた2回目以降の専門部会について、公労使の三者がそろう部分は公開とするということで運営させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

石黒委員

でも今の話はどういう公開の仕方をするかということを決めないで、公開することだけを先に決めることはできないのではないですか。

益田会長

今、意図した公開というのは、傍聴人が入ることができる会議の公開という意味です。審議会、専門部会の運営規程の解釈は、そういう意味でよろしいでしょうか。

三村室長

その解釈で結構です。

益田会長

2点目、議事録については、議事録を作成し、会長及び会長の指名した委員2名が署名するとあります。現在、議事録は事務局において作成していることから、出された意見、情報公開、他局の動向も踏まえてどう作成するのか、どのように公開するのか、公開の仕方についても整理、検討いただきたいと思います。その上で、委員の皆様にお知らせいただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

益田会長

それでは、今後は、そのようにさせていただきます。
事務局で整理、検討をお願いします。また、議事が円滑に進行するよう、委員の皆様の御協力をよろしく願いいたします。
次に、付議事項「(5) その他」について何かございますか。

三村室長

事務局から2点説明をさせていただきます。
資料6を御覧ください。
1点目は、昨年の地域別最低賃金の答申にありました附帯決議への取組状況について説明をさせていただきます。
附帯決議にありました、中小企業に対する生産性向上支援、経営支援の強化について、昨年9月3日に岡山県よろず支援拠

点と連携しまして「価格転嫁等により賃金引上げを目指すセミナー」を開催しました。

セミナーの内容としては、中国経済産業局から「労務費の適切な価格転嫁について」という題目で説明をいただき、また、中小企業診断士の方から賃金引上げの取組、また、価格転嫁の事例紹介をしていただきました。岡山働き方改革推進支援センターからは業務改善助成金の活用、周知を行っていただきまして、出席者も110名の参加をいただきました。

また、前年度からの引き続きになりますけれども、監督署では、定期監督等の機会をとらまえて、事業場に対し賃上げに向けた生産性向上に関する各種支援策等を紹介する取組を行っております。

加えて、監督署の方で開催する各種説明会においては、岡山県よろず支援拠点から価格転嫁の取組、また、経営上の諸問題について説明を行っております。

次に、2枚目の資料になりますけれども、生産性向上の支援施策の1つである業務改善助成金の活用について、これも今年度周知を行っております。本年1月末時点での岡山局の申請件数は405件、前年同期の1.02倍の微増ということで申請を受け付けております。

来年度も引き続き、生産性向上に関する各種支援策の活用、周知や、岡山県よろず支援拠点と連携した中小企業の経営支援等に努めてまいりたいと考えています。

2点目、資料はございませんが、岡山県労働組合会議から要請がございました。岡山労働局長あてに「最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請」があり、これにつきましては事務局の方で対応をさせていただきました。

要請事項の一部に、審議過程を完全公開すること、また、異議申出の審議において意見陳述を実施することの要請もありましたので、伝達をさせていただきます。以上です。

益田会長

事務局からいろいろ説明がございましたが、何か御意見、御質問がありますか。

石黒委員

このセミナーですが、110名の参加ということで、定員200名に対して110名というのはいかがなものかなという気がするのですが、これはどのように捉えられているのでしょうか。

三村室長

昨年度末から計画をして進めてきたセミナーで、事務局とよ

ろず支援拠点と連携をして実施させていただきました。

200名の定員に対して110名というのはどうかという御意見ですが、確かに周知期間が足りなかったのではないかとということ、それから、後援いただいた経済団体の方にもお願いをしたり、各監督署を通じた周知をしたのですが、もう少し周知期間を長く取ること、周知方法をもう少し末端にまで行き届くように考えて、早く計画を立てればよかったのかなというのは事務局としての反省点でございます。

石黒委員

是非、多くの方が参加できるよう十分周知していただきたいと思います。私もここに来て初めてパンフレットをもらったところもありますし、是非1回といわずに複数回開催していただければいいのかなと思います。よろしくお願いします。

鶴海委員

できれば2回ぐらいしてくれれば、1日だとなかなかその日は都合が悪いということもあるので。特に小さい会社などはなかなかいけるような人が何人もいない場合があるから。そうしてもらったら助かりますね。

三村室長

回数的なこと、周知期間のこと、あとウェブでの参加を募りましたので、その辺の開催の仕方も含めて検討させていただきます。

鶴海委員

お願いします。

それから、このセミナーにどういう会社が参加したのか、規模別で業種とかが分かるのでしょうか。

三村室長

参加された方の業種規模ですか。

鶴海委員

はい。

三村室長

業種は分かります。会社名と参加される方のお名前をいただきましたので、個人で参加された方もいらっしゃいますけど、ある程度業種が分かるようにはしています。

鶴海委員

ちなみに、業種でどこが多かったか分かりますか。

三村室長

比較的多かったのは、製造業かと思います。

